

教 育 公 告

三重県教育委員会

目 次

| | | | |
|-----|---|----------|-----|
| 規 告 | 則 ○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 | 教職員課 | 1頁 |
| 訓 令 | 示 ○ 三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示 | 教育総務課 | 2頁 |
| 公 告 | ○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令 | 教育総務課 | 3頁 |
| | ○ 三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 | 教育総務課 | 3頁 |
| | ○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 | 教職員課 | 3頁 |
| | ○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 | 福利・給与課 | 9頁 |
| | ○ 公立幼稚園の廃止届の受理 | 学校経理・施設課 | 9頁 |
| | ○ 公立学校の廃止届の受理 | 学校経理・施設課 | 10頁 |
| | ○ 公立学校の名称変更届の受理 | 学校経理・施設課 | 10頁 |
| | ○ 公立学校の位置変更届の受理 | 学校経理・施設課 | 10頁 |

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について公布します。

平成二十八年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

目次中「第二十二条」を「第二十二条」に、「第二十二条—第二十四条」を「第二十二条—第二十五条」に、「第二十五条—第二十条」を「第二十六—第二十二条」に、「第二十二条」を「第二十二条—第二十三条」に改める。
第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十四 全国高校総体推進課

第十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 教育支援事務所に関すること。

第十七条中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条を第二十二条とし、第二十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七条中

| | | |
|------|----------|---------------------------------------|
| 主査 | 本庁又は地域機関 | 上司の命を受けて、本庁又は地域機関の特定事務又は一般事務を処理する。 |
| 指導主事 | 本庁に限る。 | 上司の命を受けて、法第十八条第三項に規定する職務及び特定の事務を処理する。 |

を

主査

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 本庁又は地域機関 | 上司の命を受けて、本庁又は地域機関の特定事務又は一般事務を処理する。 |
| 本庁又は地域機関 | 上司の命を受けて、法第十八条第三項に規定する職務及び特定の事務を処理する。 |

に改め、同条を第二十八条と

する。

第二十六条中「埋蔵文化財センター」を「地域機関」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(分掌事務)

第二十五条 教育支援事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町等立幼稚園、小学校及び中学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。

二 学力向上に関すること。

2 埋蔵文化財センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 埋蔵文化財の保護及び発掘並びに遺構及び出土品の調査研究に関すること。

二 埋蔵文化財に関する各種資料の収集、調査及び研究並びに公開展示に関すること。

三 その他埋蔵文化財に関すること。

第二十四条を削る。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

(地域機関の設置等)

第二十三条 事務局の事務（県立学校関係事務を除く。）を分掌させるため、地域機関として教育支援事務所及び埋蔵文化財センターを置く。

2 教育支援事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|--------------|------|--------------------|
| 三重県北勢教育支援事務所 | 四日市市 | 桑名郡、員弁郡及び三重郡 |
| 三重県南勢教育支援事務所 | 伊勢市 | 鳥羽市、多気郡及び度会郡 |
| 三重県紀州教育支援事務所 | 熊野市 | 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡 |

3 埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|--------|
| 三重県埋蔵文化財センター | 多気郡明和町 |

第二十二条を削る。

第二十二条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

(全国高校総体推進課の分掌事務)

第十八条 全国高校総体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 平成三十年度全国高等学校総合体育大会の開催準備に関すること。

二 配当された予算の令達に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（三重県教育委員会教育長事務事決規則の一部改正）

2 三重県教育委員会教育長事務事決規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の項の次に次の項を加える。

| | |
|---------|----|
| 教育支援事務所 | 所長 |
|---------|----|

附
示

三重県教育委員会告示第12号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

平成28年3月31日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱（昭和25年教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第3項中「第22条」を「第23条第1項」に

改める。

第1号様式中「様」を「宛て」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第3号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成28年3月31日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課（組織規則第4条の2の規定により設置されるプロジェクトチームを含む。）」を「課等」に改め、同条第3号ア中「第22条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成28年3月31日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第4条」を「第2条第2項」に改め、同条第5号中「課」の下に「等」を加え、同条第6号イ中「第22条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成28年3月31日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第4条」を「第2条第2項」に改め、同条第8号中「第22条」を「第23条」に改め、同条第10号中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に改め、同条第11号中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に改め、同条第12号中「第27条」を「第28条」に改め、同条第13号中「第25条」を「第26条」に改め、同条第14号中「第26条」を「第27条」に改め、同条第15号中「第26条」を「第27条」に改める。

別表第1共通決裁事項（1）一般事務の表第19項を次のように改める。

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|--|--|
| 19 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に関する事務 | 1 法第11条第2項の規定による総代の互選命令（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 2 法第13条第1項の規定による許可（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 3 法第13条第2項の規定による参加要求（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 4 法第14条の規定による引継ぎ及び通知（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 5 法第15条第3項の規定による届出の受理（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 6 法第15条第6項の規定による許可（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 7 法第16条の規定による標準審理期間の決定及び公表（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |
| | 8 法第20条の規定による陳述の内容の録取等（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | | ○ | | | | |
| | 9 法第21条第2項の規定による書面の送付（法第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 10 法第22条の規定による送付及び通知 | | | ○ | | | | | |
| | 11 法第23条の規定による補正命令（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | 12 法第25条第2項の規定による執行停止（法第61条において準用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |
| | 13 法第25条第3項の規定による執行停止（法第66条第1項において準用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|--|--|--|
| 14 法第26条の規定による執行停止の取消し（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |
| 15 法第29条第1項の規定による送付（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 16 法第29条第2項の規定による弁明書の提出要求（第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 17 法第29条第2項の規定による弁明書の提出（第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |
| 18 法第29条第5項の規定による送付（第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 19 法第30条第1項の規定による反論書の提出期間の決定（第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 20 法第30条第2項の規定による意見書の提出期間の決定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 21 法第30条第3項の規定による反論書等の送付（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 22 法第31条第1項の規定による機会供与（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 23 法第31条第2項の規定による招集（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 24 法第31条第3項の規定による許可（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 25 法第32条第2項の規定による書類等の提出（法第66条第1項において準用する場合を含む） | | | ○ | | | | | |
| 26 法第32条第3項の規定による提出期間の決定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 27 法第33条の規定による物件の提出要求（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 28 法第34条の規定による陳述及び鑑定の要求（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 29 法第35条第1項の規定による検証（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 30 法第35条第2項の規定による通知及び機会供与（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 31 法第36条の規定による質問（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 32 法第37条第1項の規定による意見の聴取等（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 33 法第37条第3項の規定による終結予定期の決定及び通知（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 34 法第38条第1項の規定による閲覧又は交付の決定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| 35 法第38条第2項の規定による意見の聴取（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 36 法第38条第3項の規定による指定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 37 法第38条第5項の規定による減免の決定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 38 法第39条の規定による併合又は分離（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 39 法第41条第3項の規定による通知（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 40 法第45条及び法第46条第1項の規定による裁決 | ○ | | | | | | | |
| 41 法第46条第3項の規定による審議会等の議を経る手続 | | | ○ | | | | | |
| 42 法第46条第4項の規定による協議の実施等 | | | ○ | | | | | |
| 43 法第47条の規定による裁決 | ○ | | | | | | | |
| 44 法第49条第1項から第3項までの規定による裁決 | ○ | | | | | | | |
| 45 法第49条第4項の規定による審議会等の議を経る手続 | | | ○ | | | | | |
| 46 法第49条第5項の規定による協議の実施等 | | | ○ | | | | | |
| 47 法第51条の規定による送達（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | ○ | | | | | |
| 48 法第52条の規定による処分、公示及び通知（法第66条第1項において準用する場合を含む。） | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 49 法第53条の規定による返還（法第61条及び第66条第1項において準用する場合を含む。） | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 50 法第55条第1項の規定による送付 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 51 法第55条第2項の規定による通知 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 52 法第57条の規定による教示 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 53 法第58条及び法第59条の規定による決定 | <input type="radio"/> | | | | | | | | |
| | 54 法第63条の規定による送付要求 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 55 法第64条及び法第65条の規定による裁決 | <input type="radio"/> | | | | | | | | |
| | 56 法第82条の規定による教示 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 57 法第83条第3項の規定による不服申立書の送付 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | 58 法第85条の規定による公表 | | | <input type="radio"/> | | | | | | |

別表第2個別決裁事項（2）教育財務課の表第3項から第6項までを次のように改める。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 3 | 三重県大学・短大進学支援利子補給金交付要領（平成14年）に関する事務 | 1 要領第6条の規定による受給資格者の決定 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | | 2 要領第8条の規定による利子補給金の交付又は不交付の決定 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | | 3 要領第9条の規定による利子補給金交付打ち切りの決定 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| 4 | 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の施行に関する事務 | 規則第8条第1項の規定による金品亡失（損傷）報告書の受理（異例又は重要と認められるものを除く。） | <input type="radio"/> | | | | | | | |
| 5 | 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則（昭和43年三重県規則第18号）の施行に関する事務 | 規則第2条第1項第2号の規定により教育長に委任された支出命令 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| 6 | 三重県国公立高校生等奨学生給付金支給事業実施要綱（平成26年）に関する事務 | 1 要綱第7条の規定による給付金の支給の決定 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | | 2 要綱第10条の規定による返還の決定 | | <input type="radio"/> | | | | | | |
| | | 3 要綱第11条の規定による決定の取消し及び支給内容又は条件の変更 | | <input type="radio"/> | | | | | | |

同表（7）小中学校教育課の表第1項第3号を次のように改める。

| | | | | | | | |
|-------------------|--|--|---|--|---|--|----------|
| 3 学校訪問の依頼に係るもの | | | | | | | |
| (1) 本庁の所掌に属する場合 | | | ○ | | | | |
| (2) 地域機関の所掌に属する場合 | | | | | ○ | | 各教育支援事務所 |

同表（14）市町教育支援・人事担当の表を（15）市町教育支援・人事担当とし、（8）特別支援教育課から（13）研修企画・支援課までを一表ずつ繰り下げる、（7）小中学校教育課の次に次の表を加える。

（8）学力向上推進プロジェクトチーム

| 区分 | 事務の種類 | 事 項 | 決 裁 区 分 | | | | | | 地域機関の名称 | |
|----|---------------|-------------------|-------------|-------|---|------------------|-------------|--|----------|--|
| | | | 教 育 長 | 専 決 者 | | | 受 任 者 | | | |
| | | | | 本 庁 | | 地 域 機 関 | | | | |
| 1 | 指導主事の派遣に関する事務 | 1 指導主事の派遣に係るもの | | | ○ | | | | | |
| | | 2 学校訪問の依頼に係るもの | | | | | | | | |
| | | (1) 本庁の所掌に属する場合 | | | ○ | | | | | |
| | | (2) 地域機関の所掌に属する場合 | | | | | ○ | | 各教育支援事務所 | |

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

訓令第6号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成28年3月31日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第22条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成28年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

| 名 称 | 廃止しようとする日 | 廃 止 の 理 由 |
|------------|------------|-------------------|
| 松阪市立阪内幼稚園 | 平成28年3月31日 | 休園しており再開の見込みがないため |
| 松阪市立東黒部幼稚園 | | |

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成28年3月31日

三重県教育委員会

| 名 称 | 廃止しようとする日 | 廃 止 の 理 由 |
|---------------|------------|--------------------------|
| 志摩市立成基小学校 | | |
| 志摩市立的矢小学校 | 平成28年3月31日 | 志摩市立小中学校再編基本計画に基づき再編するため |
| 志摩市立磯部小学校坂崎分校 | | |
| 紀北町立志子小学校 | 平成28年3月31日 | 赤羽小学校と統合するため |
| 紀北町立島勝小学校 | | |
| 紀北町立白浦小学校 | 平成28年3月31日 | 休校しており再開の見込みがないため |
| 紀宝町立明和小学校 | 平成28年3月31日 | 休校しており再開の見込みがないため |
| 松阪市立飯高西中学校 | 平成28年3月31日 | 飯高東中学校と統合するため |

公立学校の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成28年3月31日

三重県教育委員会

| 名 称 | 変更しようとする日 | 名称変更の理由 |
|----------------|-----------|----------------------|
| 変更前 松阪市立飯高東中学校 | | |
| 変更後 松阪市立飯高中学校 | 平成28年4月1日 | 飯高西中学校と飯高東中学校を統合するため |

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成28年3月31日

三重県教育委員会

| 名 称 | 位 置 | | 変更しようとする日 | 位置変更の理由 |
|---------------|-----|-----------------|---------------|--------------------------------------|
| 志摩市立 磯部幼稚園 | 変更前 | 志摩市磯部町迫間66番地 | 平成28年 4月1日 | 志摩市立保育所・幼稚園等再編計画に基づき幼保一体化施設として移転するため |
| | 変更後 | 志摩市磯部町恵利原1275番地 | | |

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社